

なお、厚生労働省においては、個々の身体状況等への福祉用具の適合への相談援助業務や福祉用具・住宅改修の選択・活用に係る情報提供業務を支援するため、介護保険における福祉用具等の情報システムを開発中である。このシステムは、今後、2月中に介護実習・普及センター等において試験利用を行い、利用に当たっての問題点等の意見を収集し、3月中旬にこれらの意見を踏まえた最終調整を行い、本年4月から（財）テクノエイド協会のホームページ上で公開する予定であるので、利用者や介護支援専門員、福祉用具・住宅改修事業者等に積極的に活用されるよう関係者に対する周知について特段の配慮をお願いする。

また、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する際の福祉用具の導入に係る判断基準を本年6月を目処にお示しする予定である。

（事業の概要）

① 福祉用具・住宅改修活用広域支援事業（都道府県事業）

介護実習・普及センター等を拠点として、福祉用具・住宅改修に係る広域的な事業者協議会の開催、市町村で対応できない援助困難な事例に対する作業療法士等による相談援助、苦情や改善に資する情報や新たな福祉用具の開発に関する要望等の情報提供を事業者等へ行う。

さらに、平成15年度からは、地域リハビリテーション活動等の関連機関で活動している高度な知識と技術を有する作業療法士や理学療法士等の専門家の派遣を受け、身体の状況から車いすの適合が難しい等の援助困難な事例に対し、より専門的な相談援助を行う。

② 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業（市町村事業）

在宅介護支援センター等を拠点として、福祉用具・住宅改修に係る地域の事業者協議会の開催、地域に密着したきめ細かい相談、苦情や改善に資する情報や新たな福祉用具の開発に関する要望等の情報提供を事業者等へ行う。

③ 福祉用具・住宅改修研修事業（都道府県・市町村事業）

福祉用具・住宅改修に関する知識の普及を図るため、介護実習・普及センター等

において、介護支援専門員、在宅介護支援センターの職員等に対する専門的な研修を行う。

④ 福祉用具等情報化推進事業（平成16年4月稼働予定）

福祉用具・住宅改修の選択・活用等に関する情報を提供するため、モデルとして全国7カ所（滋賀県、大阪府、兵庫県、広島県、大分県、名古屋市、北九州市）から福祉用具・住宅改修の利用事例の収集等を行い、これらの情報を利用者やケアマネジャー等がインターネットで検索できるようデータベース化を行うとともに、車いす及び特殊寝台の選び方、介護保険給付対象福祉用具の寸法や機能等を示した商品情報を併せて掲載し、（財）テクノエイド協会のホームページ上で本年4月から公開する予定である。

本システムは、福祉用具・住宅改修を選定する際の基本となる①福祉用具の寸法や機能の指定による商品検索機能、②福祉用具の寸法や機能に関する解説表示機能、③利用者の身体状況に関する情報を入力することによる福祉用具・住宅改修利用事例検索機能、④車いす及び特殊寝台の選定マニュアルを有しており、介護支援専門員等が適切な福祉用具・住宅改修を選定する一助となるものである。（参考資料（振興課）⑪参照）

⑤ 不適正な福祉用具給付の判断基準の作成

介護保険における福祉用具の貸与状況をみると、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、移動用リフトの貸与など、その必要性が想定しづらい福祉用具が提供され、介護保険法の自立支援及び介助負担の軽減の趣旨に沿わない貸与が散見される。

このため、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成する際の福祉用具の導入に係る判断基準を示したガイドラインを本年6月を目処にお示しする予定である。

※ ①～③の事業については、平成16年度より介護予防・地域支え合い事業のメニューとして実施する。

(4) 介護輸送に係る法的取扱いについて

- 今般、厚生労働省と国土交通省の間で、介護輸送に係る法的取扱いの整理について、おおむね、共通の理解が得られたため、2月12日（木）に、「中間整理案」としてホームページ等において公表し、両省で、パブリックコメントに付したところ。
- 今後、2月29日（日）までパブリックコメントを行い、その結果も踏まえ、3月中を目途に整理の方向性を決定し、国土交通省におけるガイドラインの作成等を経て、4月以降、順次、実施する予定である。
- これらについては、それぞれ決定次第お知らせすることとなるので、よろしくお願いしたい。

介護輸送に係る法的取扱いに対する意見の募集について

平成16年2月12日

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省と国土交通省においては、今般「介護輸送に係る法的取扱いについて」(別添)のとおり、介護輸送に係る法的取扱いについて一定の方向性を示すことを考えております。

つきましては、これに関しましてご意見のある場合には、下記により提出して下さい。なお、電話によるご意見は受け付けておりません。また、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

なお、この意見募集は国土交通省においても同時に実施されております。ご意見は厚生労働省と国土交通省のいずれかにご提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省に提出いただく必要はありません。

1 募集期限

平成16年2月29日（日）必着

2 提出方法

御意見等は、理由を付して、電子メール又は郵送にて提出して下さい。

なお、提出していただく電子メール及び郵送には、必ず「介護輸送に係る法的取扱いに対する意見の募集について」と明記して提出して下さい。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：kytht@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局振興課あて

(電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式でお願いします。なお、添付ファイルによる意見の提出はご遠慮願います。)

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省老健局振興課あて

3 御意見等の提出上の注意

提出の御意見等は、日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所・電話番号・年齢・職業を、法人の場合は法人名・法人所在地・法人電話番号を記載して下さい。これらは、住所・電話番号、法人所在地・法人電話番号を除き公表させていただくことがありますので、予め御了承願います。

ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該個所を伏せさせていただきます。

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成16年2月

厚生労働省老健局振興課

国土交通省自動車交通局旅客課

1. 背景等

標記については、平成15年9月に閣議報告された「全国規模の規制改革要望への対応方針」において、平成15年度中を目途に一定の方向性を見出すこととされている。

今般、厚生労働省と国土交通省の間において、「一定の方向性」についておおむね共通の理解が得られたため、「中間整理案」としてホームページ等において公表し、共同でパブリックコメントに付することとした。

2. 中間整理案の概要

(1) 訪問介護

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO等の非営利法人は、一定の手続、条件の下で、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合についても、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ④ 一定の準備期間の後、訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可を求ることとし、無許可で輸送を行う事業者については、介護

報酬の対象としないものとする。

(2) 施設介護

施設介護事業者が行う要介護者の送迎輸送については、自家輸送であることを明確化するとともに、輸送安全の向上の観点から、運行管理体制の確保、送迎輸送の外部委託化等を促進する。

(3) 重点指導期間

上記の実施に当たっては、一定の重点指導期間（仮称）を設け、業務適正化、許可取得等に向けた重点指導、啓発を図る。

＜中間整理案＞

介護サービス事業者が公的介護保険の適用を受ける介護サービス（以下「介護保険サービス」という。）と連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスに係る今後の取扱いについて、厚生労働省及び国土交通省は、

- － 現在、要介護者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に係るS T S（スペシャル・トランスポート・サービス。要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）による移動が、タクシー等の公共交通機関のみによっては、必ずしも十分に提供されていない状況にあること、
- － 一方、これらの移動制約者に係るS T Sによる移動の提供に要する費用の社会的な負担のあり方については、いまだ社会的に議論が成熟していない状況にあること。公的介護保険制度においても、S T Sに係る運賃については、原則として介護報酬の評価の対象としていないこと、
- － こうした状況において、これらの移動制約者に係るS T Sが、タクシー事業者等のほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、ボランティア等多様な担い手によって現に提供されている状況にあること、

を十分認識しつつ、それゆえ、

- － これらの移動制約者に係るS T Sによる輸送サービスが適切に提供されるため、現に提供されている輸送サービス、特に介護サービス事業者が介護保険サービスと連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスについて、その実態を十分

踏まえつつ、法的な位置付けの明確化を早急に図る必要があり、

- その際、タクシー事業者等以外の担い手による輸送サービスについては、輸送中の旅客の安全確保、利用者の保護等の観点から“安全で安心して利用できるＳＴＳ”を目指すとともに、その方策については、現に行われているＳＴＳを過度に萎縮させ、利用者利便に影響することがないよう配慮していく必要がある、

との視点に立ち、今後、本年度内を目途に別紙方針に沿って検討作業を行い、具体的な結論を得て、平成16年度のできる限り早い時期に実施するものとする。

介護サービス事業者が公的介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者に係るSTSの取扱いに係る検討方針

(訪問介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い)

1. 指定訪問介護事業者等が提供する、通所、通院等のためのSTS（訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行うものに限る。）については、道路運送法の旅客自動車運送事業に該当するものであり、同法による一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得することを基本とし、以下の方針に沿って具体的な取扱いを検討する。
 - 道路運送法第4条第1項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）の許可の対象として、介護福祉士又は訪問介護員の資格を有する乗務員が要介護者等に限定した輸送を行う場合を追加し、あわせて許可基準を緩和するとともに、運賃に係る認可基準、審査手続を弾力化すること、
 - 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業の許可の対象として、要介護者等であって特定の市町村（保険者）に係る制度的な関連において、継続的な需要に応じるものであって、かつ、指定居宅サービス事業者において会員制等によりあらかじめ旅客の範囲を具体的に明示している場合等が含まれることを明確化すること、
 - NPO等の非営利事業者については、構造改革特別区域における措置として実施され、本年度内に予定されている「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」の全国実施等（セダン型等の一般車両の使用について特定の地域において行う措置を含む。）により、道路運送法第80条第1項の許可により

対応できることとすること、

- － 道路運送法第80条第1項による自家用自動車有償運送の許可の対象として、指定訪問介護事業者等の介護福祉士又は訪問介護員が、介護保険サービスと連続して自己の車両で当該サービスを利用した要介護者等に対象を限定して輸送サービスを行う場合を追加するとともに、この場合における許可申請は、指定訪問介護事業者等が一括で行うことができるものとすること、
- － 道路運送法による許可（上記の措置によるものを含む。）を得ることなく、指定訪問介護事業者等が、その提供する介護保険サービスと連続して、又は一体としてSTSを提供することは、道路運送法に抵触する違法な行為であること。このことからも、当該介護サービスについては、介護報酬の対象としないこと、

（指定通所介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い）

2. 指定通所介護事業者若しくは指定通所リハビリテーション事業者が、その提供する通所介護サービス若しくは通所リハビリテーションサービスと、指定短期入所サービス事業者が、その提供する短期入所生活介護サービス若しくは短期入所療養介護サービスと、それぞれ一体として行うもっぱら「施設送迎」としてのSTSについては、以下の方針に沿って具体的な取扱いを検討する。

- － 送迎加算の取扱いについて引き続き検討するとともに、介護報酬に含まれる送迎加算を受けて要介護者の自宅等との間で行う送迎については、道路運送法が適用されない「自家輸送」として取り扱うこと、
- － 介護サービス事業者において、運行管理等の体制を確保するなど輸送の安全確保を自主的に図るとともに、送迎加算を財源とすること等により、道路運送法による許可を受けた旅客自動車運送事業者への委託を促進すること、

(重点指導期間（仮称）)

3. 1. 及び2. に掲げる検討により結論が得られた事項を措置するに当たっては、現に道路運送法による許可を取得することなく公的介護サービスと連続して、又は一体としてS TSを行っている介護サービス事業者について、著しく高額な対価を收受しているもの、訪問介護の実態に乏しく実質的にタクシー業務のみを行っているもの等を除き、ただちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのではなく、重点指導期間（仮称）を設け、その間においては、業務適正化、許可取得等に係る指導、啓発を重点的に実施することについて検討を行う。

(その他)

4. 障害者（児）福祉サービスに係るS TSについても、上記の方針に沿って具体的な取り扱いを検討する。

以上

(5) 有料老人ホームに対する指導等

有料老人ホームについては、高齢者の居住の場としてふさわしいものにしていく必要性から、平成14年7月、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」を通知しているところであるが、各都道府県におかれては、標準指導指針を参考として、地域の状況に応じて指導指針を定め、これに基づき指導を行われたい。

その際、老人福祉法に基づく届出と併せて、表示の適性化にも留意しつつ、重要事項の説明や情報の開示など、有料老人ホームの運営が適切に行われるよう、改めて指導の徹底をお願いしたい。

特に、有料老人ホームの事業は、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサービスに期待が大きいこと、入居に当たり高額の一時金を支払う場合が多いことから、行政としても、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。

特に、有料老人ホームの表示に関しては、入居の際に、高齢者にとってわかりやすく適正な表示が求められるものであり、その内容について不当であることは、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に抵触するばかりか、有料老人ホーム全体の社会的信頼を損なうものであるので、本標準指導指針の趣旨を踏まえ、指導の徹底を重ねてお願いしたい。

なお、平成16年1月22日、公正取引委員会において、有料老人ホームに関する消費者に誤認されるおそれのある表示について景品表示法第4条第3号の規定に基づく告示として指定を行うべく、「有料老人ホーム等に関する不当な表示（案）」に関する公聴会が開催されたところであり、今後の動きについて注視していただきたい。

当省としても、今後も引き続き、必要な情報提供を行っていくこととしている。

有料老人ホーム等に関する不当な表示（案）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項第3号の規定により、有料老人ホーム等に関する不当な表示を次のように指定し、平成 年 月 日から施行する。

有料老人ホーム等に関する不当な表示

（土地又は建物についての表示）

- 1 有料老人ホーム等の土地又は建物についての表示であって、当該土地又は建物は当該有料老人ホーム等が所有しているものではないにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの

（施設又は設備についての表示）

- 2 有料老人ホーム等の入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの
 - 一 当該有料老人ホーム等が設置しているものではない施設又は設備
 - 二 当該有料老人ホーム等の敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備
 - 三 入居者が利用するためには、利用するごとに費用を支払う必要がある施設又は設備
- 3 有料老人ホーム等の入居者の特定の用途に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていないにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの
- 4 有料老人ホーム等の設備の構造又は仕様についての表示であって、当該設備の構造又は仕様の一部が異なるものがあるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの

（居室の利用についての表示）

- 5 有料老人ホーム等の入居者の居室についての表示であって、次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの

- 一 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替えること
 - 二 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、住み替え後の居室の一人当たりの占有面積が当初入居した居室の一人当たりの占有面積に比して減少すること
 - 三 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する権利が変更又は消滅すること
 - 四 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、入居者が住み替え後の居室の利用に関し、追加的な費用を支払うこと
 - 五 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する費用について、住み替えによる居室の構造若しくは仕様の変更又は住み替え後の居室の一人当たりの占有面積の減少に応じた調整が行われないこと
- 6 有料老人ホーム等において、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって、要介護者等（介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた有料老人ホーム等の入居者をいう。以下同じ。）の状態によっては、当該要介護者等が当該有料老人ホーム等において終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの

（医療機関との協力関係についての表示）

- 7 有料老人ホーム等と医療機関との協力関係についての表示であって、当該協力の内容が明りょうに記載されていないもの

（介護サービスについての表示）

- 8 有料老人ホーム等の入居者に提供される介護サービスについての表示であって、有料老人ホーム等が当該介護サービスを提供するものではないにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの

- 9 有料老人ホーム等が提供する介護保険法の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であって、当該介護サービスの内容及び費用が明りょうに記載されていないもの

（介護職員等についての表示）

- 10 有料老人ホーム等の介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示であって、次の各号に掲げる数が明りょうに記載されていないもの

- 一 常勤換算方法による介護職員等の数

- 二 介護職員等が要介護者等以外の入居者に対し食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する場合にあっては、要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数
- 三 夜間における最少の介護職員等の数

1.1 有料老人ホーム等の介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であって、介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明りょうに記載されていないもの

（管理費等についての表示）

1.2 管理費、利用料その他何らの名義をもってするかを問わず、有料老人ホーム等が入居者から支払を受ける費用（介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。）についての表示であって、当該費用の内訳が明りょうに記載されていないもの

備考

- 1 この告示において、「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの）をいい、「有料老人ホーム等」とは、有料老人ホーム及び常時9人以下の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人福祉法第5条の2第5項の規定の事業が行われる住居及び同法第5条の3に規定する老人福祉施設を除く。）をいう。
- 2 この告示において、「常勤換算方法」とは、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。